# 西宮市子ども・子育て会議

平成25年度 第1回

基準等検討ワーキンググループ

会 議 録

日 時:平成25年11月27日(水)

場 所:市役所東館8階 大ホール

### 〔午後6時55分 開会〕

事務局 定刻の5分前ですが、北村委員が欠席、米山委員が遅れるという連絡を受けていまして、ご出席予定の方は皆様おそろいですので、始めさせていただきます。

まず、資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りしていますが、1点目は、「次第」が表にありまして、委員及び事 務局の名簿、座席表、WGの設置運営要領をホッチキスどめしているものです。

2点目は、「基準等検討ワーキンググループ資料集」として、資料 1 ~ 資料 3 までをとじたものです。

3点目は、分厚い「参考資料集」という冊子です。

加えて、本日、机の上に資料の訂正箇所を示した用紙を1枚置いています。内容 については、この後、関係のところで説明します。

また、基準等検討WGのみのメンバーの方には、第1回評価検討WGの議事録を 置いています。両方のWGメンバーを兼ねている委員の方には、前回の評価検討W Gでお配りしています。

以上、すべておそろいでしょうか。

〔発言者なし〕

事務局 これより本日の議事に移らせていただきますが、本日は、第1回のWGの開催ですので、議事に入ります前に、前田座長から一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

座長 皆様、こんばんは。座長の前田です。

今日は、雨と風が突然激しくなった中お集まりいただき、ありがとうございました。

私は、11月に東北の過疎地の村を回りまして、子どもの関係についてどうなっているか、お話を聞いてみましたら、皆さん、ほとんど何もおわかりになっていませんでした。小さい市町村では、国の議論もなかなかはっきりしませんので、準備も遅れています。年間に生まれる子どもが30~40人の小さな村でも、これから現場は大変な状況になるかなと思いました。

この西宮市でも、大変な状況は同じですので、皆様のお力をおかりして議論を進めていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

事務局 これより議事に移らせていただきます。

進行については、座長にお願いします。

座長 それでは、議事に入らせていただきます。

改めまして、本日はご出席賜りまして、ありがとうございます。

先ほど事務局から報告がありましたように、本日は、北村委員はご欠席、米山委員はしばらく遅れて来られるとのことです。

少人数ですので、皆様のご意見を十分にお伺いしたいと思います。

また、このWGは非公開となっていますが、第2回子ども・子育て会議において、

「子ども・子育て会議の委員は、担当WG以外のWGの協議を傍聴できる」と確認されました。

本日は、どなたか傍聴を希望されている委員はおられますか。

事務局 久城委員が来られています。

座長 久城委員がご希望されていますので、お諮りします。

本WGにつき久城委員から傍聴希望がありますが、これを許可することにしてよるしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

座長 それでは、傍聴を許可した委員の方に入室していただきますので、しばらく中断します。

また、今後傍聴を希望される委員の方が来られましたら、随時傍聴を許可することにしてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

座長 それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。

本日配付されている資料だけでも大変な分量になっていまして、事務局の方は大変だったと思いますが、今回は、この資料に基づいて、国でどういうことが議論されているかについて、皆さんと一緒に勉強していきたいと思います。

そこで本日の議事の進め方ですが、まず、ロードマップや本日の協議事項などについて事務局から10分程度説明していただきます。次に、「保育所の認可基準」についての説明と委員の方からの質疑を15分、「幼保連携型認定こども園の認可基準」についての説明と質疑を10分程度、「地域型保育事業の認可基準」についての説明と質疑を15分程度、「放課後児童健全育成事業の設備・運営基準」についての説明と質疑を10分程度、「支給認定基準」についての説明と質疑を10分程度、「支給認定基準」についての説明と質疑を15分程度、そして、「保育料などさまざまな利用者負担」についての説明と質疑を15分程度、このように一つずつ区切って進めていきたいと思います。最後に、全体を通しての質疑と今後の協議の進め方を確認させていただきたいと思います。

時間が限られていますが、皆さんからの活発なご意見をお願いしたいと思います。 最初に、議事(1)の基準等検討WGのロードマップと協議事項について、事務局 からの説明をお願いします。

事務局 それでは、資料の説明をします。

資料集の1ページをご覧ください。「1 ロードマップ」です。

上の図は、第2回子ども・子育て会議の資料にもありました「子ども・子育て会議のロードマップ」のうち、WGで取り扱う項目を載せています。また、下の図は、このWGのロードマップを並行して載せています。

WGの日程については、今日の第1回以降、来年1月29日に第2回、その後、来年4月、5月に第3回、第4回を開催する予定です。

表中に矢印で示しているとおり、第1回・第2回のWGで検討した内容を、来年 2月に行われる第3回子ども・子育て会議へ報告することになります。また、第3 回・第4回のWGでの検討内容は、来年5月に開催を予定している第4回子ども・ 子育て会議へ報告することになります。限られた時間ではありますが、多くの事項 についてご協議いただきたいと思います。

次に、2・3ページをご覧ください。「2 基準等検討ワーキンググループにおける協議事項」です。条例などの制定・改正の要否とともに記載しています。

- 「(1) 認可基準」については、特に「幼保連携型認定こども園」と「地域型保育事業」の認可基準を新たに条例で制定することになります。「認定こども園」の分類については、この後、5ページで説明します。また、「幼保連携型認定こども園」の認可基準を条例で定めるにあたり、西宮市における保育所の認可基準と兵庫県における幼稚園の現行の認可基準もあわせて説明します。
- (2)の「確認に関する運営基準」については、新制度の実施に向けて西宮市が新たに条例で定めることになります。確認制度の意味も、この後、6ページで説明します。

次に、(3)の「放課後児童健全育成事業の設備・運営基準」については、西宮市 が条例で定めることになります。

(4)の「支給認定基準」については、主に保育の必要性の認定について、西宮市が条例を改正することになります。

最後に、(5)の「利用者負担の設定」については、利用者が確認を受けた認定こ ども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業を利用するに際してご負担いただく額を、 政令で定める額を限度として市で定めることになっています。

以上、認可基準が3項目ありますので、合計7項目について今後ご協議いただく ことになります。

続いて、4ページをご覧ください。

今回の第1回WGで具体的にご協議いただく事項を列挙しています。おおむね現 行の基準等と、新しい制度である確認制度の内容をご確認いただくことになります。

(1)の「保育所の認可基準」については、(2)の「幼保連携型認定こども園の認可基準」をご検討いただく前提として、現行における国が省令等で定める基準と西宮市が条例等で定める基準を確認することになります。

また、幼保連携型認定こども園は、現在、兵庫県で認定を行っていますので、国が法律等で定める現行の認定基準及び兵庫県が条例で定める現行の認定基準を確認することになります。あわせて、幼保連携型認定こども園の幼稚園部分の基準を検討する前提として、現行における幼稚園の認可基準を確認することになります。

次に、(3)の「確認に関する運営基準」については、新しい制度ですので、その 内容を確認いただくことになります。

- (4)の「地域型保育事業」については、新しい概念ですので、その内容をご確認いただいた上で、地域型保育事業の「家庭的保育事業」に相当する現行の「保育ルーム」について、その内容をご確認いただくことになります。
- (5)の「放課後児童健全育成事業の設備・運営基準」については、国がガイドラインで示す現行の基準と西宮市が条例等で定める現行の基準を確認いただくことに

なります。

(6)の「支給認定基準」のうち「保育の必要性の認定」については、国が政令で 定める現行の基準及び西宮市が条例等で定める現行の基準をご確認いただくことに なります。

最後に、(7)の「利用者負担」については、新制度における利用者負担の構造と現行の利用者負担をご確認いただくことになります。

続いて、5ページをご覧ください。

5~7ページでは、用語の説明を記載しています。

「認定こども園」は、幼稚園、保育所等が持つ「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」と「地域における子育て支援を行う機能」を備えた上で、認定基準を満たして認定を受けた施設をいいます。

「認定子ども園」には4つの類型がありまして、そのイメージ図は、下の図のとおりです。

「ア 幼保連携型」は、幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行う認定こども園です。

2つ目の「イ 幼稚園型」は、幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的機能を備えている認定こども園です。

「ウ 保育所型」は、認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備える認定こども園です。

さらに、「エ 地方裁量型」は、幼稚園・保育所いずれの認可も受けていない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプで、兵庫県においては、「特定認可外保育施設型」という名称で認定されることになっています。

6ページをご覧ください。

「(2)施設に対する認可」です。

「認可」を簡単に申し上げますと、「施設・事業者が保育所等を設置するにあたり、その施設が法律・条例等の基準に適合すると市町村が判断して、認可書を交付する行為」のことをいいます。

次に、「(3)子ども・子育て支援法における「確認」」です。

制度自体の詳細なご説明は16ページで取り上げますが、ここでは用語の説明として、「認可を受けた施設・事業者が、子ども・子育て支援事業計画の需給調整を踏まえて、子ども・子育て支援法に基づく給付等の支援対象であることを市町村が認める行為」となります。

次に、(4)の「認定区分」については、子ども・子育て支援法において定義されているところを記載しています。下の表をご参照いただければと思います。

「認定区分」は、1号認定、2号認定、3号認定の3つに区分されています。「1号認定」は、「学校教育のみを受ける満3歳以上の小学校就学前の子ども」を、「2号認定」は、「満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた小学校就学前の子ども」を、「3号認定」は、「満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた小学校就学

前の子ども」をいいます。

次に、「公定価格」、「利用者負担額」の用語を説明する前提として、(5)以下の「特定教育・保育」、「特定地域型保育」、「施設型給付費」、「地域型保育給付費」について記載しています。

「特定教育・保育」は、「市町村長が子ども・子育て支援法における「確認」を した教育・保育施設から支給認定を受けた子どもが受ける教育・保育」のことをい います。

また、「特定地域型保育」は、同じく「市町村長が子ども・子育て支援法における「確認」をした地域型保育を行う事業者から支給認定を受けた子どもが受ける地域型保育」をいいます。

さらに、「施設型給付費」は、「特定教育・保育に要した費用について支給されるもの」で、先ほどの1号認定から3号認定子どもに対する給付費を指します。

さらに、「地域型保育給付費」は、「特定地域型保育に要した費用について支給 されるもの」で、3号認定子どもに対する給付費を指します。

次に、7ページをご覧ください。

(9)の「公定価格」は、「施設型給付費・地域型保育給付費の対象となる教育・保育と地域型保育に係る費用の額を算定するための基準」となります。具体的には、 先ほどの認定区分や、保育必要量、施設の所在する地域等を勘案して算定される教育・保育及び地域型保育に通常必要とされる費用の額を勘案した費用となります。 算定にあたっては、内閣総理大臣が定める基準により行うこととされています。

次に、(10)の「利用者負担額」は、「政令で定める額を限度として、支給認定保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める」ことになっています。具体的には、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定めるものです。

次に、「(11) 従うべき基準と参酌すべき基準」です。

「従うべき基準」は、「国が定める基準に従うべき事項についての基準」をいい、「参酌すべき基準」は、「国が定める基準を参酌すべき事項についての基準」をいいます。

両者の違いを下の表に簡単に示しています。

「国の基準に従うべき基準」については、必ず適合しなければならないとの扱い になりますが、その基準に従う範囲内において、条例等で地域の実情に応じた内容 を定めることは許容されることになります。

また、「国の基準を参酌すべき基準」については、十分参酌しなければならない との取扱いになります。したがって、参酌すべき基準を十分参照した結果、条例等 で地域の実情に応じた内容を定めることは許されることになります。

両者の違いは、特に国の定める基準を緩和することが可能であるかどうかについて表れています。「国が定める基準に従うべき事項」については、緩和することは認められませんが、「国が定める基準を参酌すべき事項」については、緩和することも認められることになります。

ロードマップなどのご説明は、以上です。

座長 皆さん、わかりましたでしょうか。

私が簡単に申し上げますと、子ども・子育て支援法になると、子育て支援関係はすべて西宮市の責任になります。ですから、西宮市の条例でいろいろなことを決めなければいけません。1つには「保育所の基準」を決めなければいけません。今議論していますから、国の基準が変わる可能性もありますね。国が新しくしようとしているのは、「幼保連携型認定こども園」です。今まで、幼稚園は県の管轄、保育所は市町村の管轄でしたが、幼保連携型認定こども園は、西宮市の施設になりますので、西宮市が幼保連携型認定こども園のルール・条例を定めなければいけません。この幼保連携型認定こども園をどういう基準にするかを考える上で、子どもに差をつけてはいけませんので、もし幼保連携型認定こども園のルールが変われば、保育所のルールも変わる可能性もあります。

次に、今まで国のお金が入ることが認められていなかった小さな保育所や保育ママ、ベビーシッターさん、会社・事業所が運営している保育所にもお金が入る制度にしようとしています。これを「地域型保育事業」と総称して、「認可」するための基準を西宮市が条例を定めなければいけません。

そこからがややこしいのですが、「認可」を受けた施設がお金をもらえる内容になっているかどうかの「確認」をしなければいけません。その「確認」のルールも決めなければいけません。

また、国は「放課後児童健全育成事業」も大きく変えようとしていますので、西宮市も、国のルールに合わせて変えるのか、今のままでいいのかを考えなければいけません。

次に、今までは「保育に欠ける」として子どもたちは保育所に入所できたのですが、これからは「保育の必要性」によることになります。この「保育の必要性」の新しいルールを西宮市で決めなければいけません。

かつ、利用者負担も、まだ決まっていませんが、1人の子どもを保育するのに幾らかかるかという「公定価格」を国が決めます。そして国は、いつになるかわかりませんが、その公定価格に応じて「これぐらい保育料を払ってください」という金額を多分出します。それに合わせて、西宮市も独自に、西宮市の保育には1人当たり幾らかかっているのかと保育料を幾らもらうのかを決めなければいけません。

これらのことをこの委員会で話し合っていかなければなりません。

楠本課長、間違ったことを言っていたら直してください。

事務局 それで間違いありません。

座長 行政用語もたくさん出てきましたので、ご質問があればおっしゃってください。

## 〔発言者なし〕

座長 もし疑問に思うことが出てきましたら、その都度ご質問いただければと思います。

それでは、私たちがしなければいけない7つのことを確認しましたので、次に、

「議事(2) 各基準について」に移ります。ここでは、各基準のどういうことを検 討しなければいけないかについての説明になります。

まず、「ア 保育所の認可基準」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 できるだけわかりやすく説明したいと思います。

資料集の8ページをご覧ください。

見開きで示している表は、現行の西宮市の基準を国の基準と対比して記載したものです。

保育所については、国の省令によって全国一律に認可基準が定められていましたが、地域主権改革一括法の成立によりまして、平成25年4月1日から市の条例で基準を定めているところです。

児童福祉施設については、国の省令において「人員」、「設備」、「運営」などの基準が定められていますが、条例化にあたっては、省令を基準とするように規定されています。

また、「基準」については、省令の拘束力の違いにより、「従うべき基準」、「標準とすべき基準」、「参酌すべき基準」という3種類に区分されていまして、「人員」における職員数や職員資格、「設備」における居室の面積などの基準は、「従うべき基準」として、国基準と同じ内容もしくはより厳しい内容の基準を条例で定めることとされました。

資料の8~9ページにありますように、条例では総則として児童福祉施設の一般 規定をうたっていまして、「職員の要件」、「配置基準」、「保育室」、「屋外遊 戯場」といった設備基準について、原則は省令と同じ基準で条例化しています。

ただし、本市では、保育所について国の基準を上回って運用している基準がありましたので、これらの基準については、保育の質や環境を確保する観点から、上乗せで条例化しており、この上乗せ基準については、9ページの表で示している3点となります。

1点目は、表の中段にあります「職員配置」の項目にある「3歳児以上の職員配置」です。保育所では、児童の年齢に応じて必要な保育士の配置基準を定めていますが、本市では、4歳以上の幼児に対して、国基準の「幼児30人につき保育士1人以上」を配置しています。

2点目は、「必要設備」の項目にある「0歳・1歳児に必要な乳児室及びほふく室の面積」です。国基準では、ほふくをするか・しないかで、「児童1人につき乳児室1.65㎡以上、ほふく室3.3㎡以上」と必要な面積が定められていますが、本市では、ほふくをするか・しないかにかかわらず、「0歳・1歳児1人につき3.3㎡以上が必要」としています。

3点目は、「屋外遊戯場」、いわゆる園庭の設置要件です。国基準では、「付近に公園や広場がある場合、保育所の敷地内に園庭を設けなくてもよい」とされていますが、本市では、「原則として保育所の敷地内に園庭を設置すること」を要件としています。ただし、3歳未満児のみを対象とする保育所については、国基準と同じく、付近の公園などで代替することを認めています。

以上3点が保育所についての上乗せ基準となっていますが、これ以外の基準については、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準と同じ内容となっています。

なお、保育所の認可基準に関係する国の法令や市の条例等については、次の10ページに示しています。また、関係法令等の具体的な規定については、参考資料集の1ページから掲載しています。

以上です。

座長 「保育所の認可基準」について事務局から説明がありましたが、何かご質問があればお受けしたいと思います。

委員 今日の会議は、4ページにあるように、共有することが目的ですね。共有するということは、みんなで勉強しましょうということですね。そこでの質問というのは、わからない部分があれば聞くということですね。

座長 はい。

委員 それなら結構です。

座長 ほかにありませんか。

〔発言者なし〕

座長 次に、「イ 幼保連携型認定こども園の認可基準」について、事務局から 説明をお願いします。

事務局 引き続き、「幼保連携型認定こども園」についての説明をします。

「幼保連携型認定こども園」は、保育所部分と幼稚園部分の機能をあわせ持つため、幼保連携型認定こども園の認定基準を説明する前に、現行における幼稚園の認可基準についてご説明します。

資料集の15ページをご覧ください。

私立幼稚園の設置認可に関する審査は、現在、兵庫県が行っています。この15 ページでは、現行における兵庫県の基準を国の基準と対比しています。右側に国基 準があって、真ん中に兵庫県の設備基準等を記載しています。

なお、公立幼稚園の設置については、市町村が県の教育委員会に届け出ることに なっていまして、設置の基準は国の設置基準と同様です。

表の縦の中央部分、兵庫県の基準の欄は、国の幼稚園設置基準を基本として記載 していますが、県の独自の基準については、と下線で示しています。その違いに ついて説明します。

1点目は、「教職員」と「職員配置」です。国の基準では、「1学級の幼児数は35人以下を原則とし、学級ごとに専任の主幹教諭、指導教諭または教諭を1人置く」としています。他方、県の基準では、「3歳児の学級編制について25人以下を原則とし、25人を超える場合は、学級ごとに専任の教諭1人を加算する」となっています。4歳・5歳児の学級編制については、国と同様となっています。

2つ目は、表の中段にある「施設及び設備」の部分です。県の基準では、国が必要とする施設に加えて、保育室の面積や遊戯室の面積の基準も示しています。

これらの異なる点を除いて、国と県の設置基準は同じとなっています。

以上が現行における幼稚園の認可基準です。

続いて、「幼保連携型認定こども園の認定基準」について説明します。

資料集の11ページにお戻りください。

「認定こども園」については、現在、兵庫県が認定しています。冒頭でも説明したとおり、新制度の実施により、認定こども園のうち「幼保連携型認定こども園」については、今後、西宮市で認可することになります。

11・12ページでは、現行における兵庫県の基準を国の基準と対比して記載しています。

「認定こども園」については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な 提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の規定に基づき、兵庫県の条例 で認定の要件や当該認定に関して必要な事項が定められています。

県の条例では、認定こども園の設備及び運営について、「職員配置」、「職員資格」、「施設設備」、「教育および保育の内容」、「職員の資質向上等」、「子育て支援」、「管理運営等」の7項目で基準を定めていまして、原則は国の基準と同じ内容となっています。

国と異なる県独自の基準としては、まず、11ページの表で、「職員配置」における3~5歳児の短時間利用児について、県基準では、3歳児は25人につき1人、4歳・5歳児は35人につき1人となっています。

ここで資料の訂正をお願いします。本日訂正箇所のプリントをお配りしています ので、ご参照ください。

資料では「国基準も同じ」と記述していますが、国基準では、3歳児についても、4・5歳児と同様に、35人につき1人の職員配置となっていますので、3歳児の職員配置については、県の基準が高くなっています。

次に、その下にある「共通利用時間の学級編制」についても、国の基準は、3~5歳児は、35人以下を学級編制の単位として、担任職員1人を配置することとなっていますが、県の基準では、3歳児25人以下を学級編制の単位としています。また、3歳児、25人を超えて35人以下の学級編制とする場合、担任職員を1人追加することとなっています。

次に、「施設設備」において、3~5歳児の園舎は、幼稚園基準として学級数に応じた面積の基準がありますが、県の基準では、そのうち、保育室53㎡と遊戯室100㎡の確保が要件として追加されています。また、0~2歳児の保育室については、保育所基準として1人当たりの面積が定められていますが、県の基準では、保育に欠けない子どもについての基準が別に定められています。

調理室は、必ず設置することとされていまして、食事提供については、国の基準では、3歳以上の子どもに対してのみ、園外からの搬入も認めていますが、県の基準では、 $0 \sim 2$ 歳児について、保育に欠けない児童に対しての外部搬入を認めています。

12ページをご覧ください

「屋外遊戯場」については、国の基準では、「子どもが安全に利用できる場所で

あること」や「利用時間を日常的に確保できること」といった要件を満たす場合、 近隣の公園などで代替できることとなっていますが、県の基準では、さらに「安全 に移動ができる場所であること」を要件として追加しています。

最後に、「子育て支援」については、国の基準では、「省令で定める事業の中から実施すること」とされていますが、県の基準では、「別に知事が定める事業の中からも実施する」と規定しています。ただし、この基準については、「別に知事が定める事業」が実際には規定されていませんので、実質は国基準どおりとなっています。

以上が現行の認定基準の説明となります。

今後このWGでご協議いただくこととして考えられる事項を、12~14ページに記載しています。ここに記載している協議事項は、現在、国の基準検討部会で取り上げられている項目を挙げたものとなっています。

新制度における認定こども園の認可基準については、「国の省令で定める基準に 従うべき事項」を12ページ下段の表の左側に挙げていますが、「学級編制及び配置 する職員及び員数」、保育室の床面積等の「主要な設備に関する事項」、「重大な 運営に関する事項」が規定されています。これら以外の事項については、「国の省 令で定める基準を参酌するべき事項」とされています。

具体的な協議事項として考えられる事項は、「学級編制・職員」、「設備」、「運営」に関するものと考えています。第2回以降のWGでは、表に記載している事項について主にご協議いただくものと考えています。

なお、認定こども園の認定基準に関係する国の法令や兵庫県の条例については、 14ページの下に示しています。また、関係法令等の具体的な規定については、参考 資料集の19ページから掲載しています。

以上です。

座長 「幼保連携型認定こども園の認可基準」について事務局から説明がありましたが、何かご質問や確認したいことはありませんか。

委員 11ページの「職員配置」の「3~5歳児」のところに「長時間利用」と「短時間利用」がありますが、これはまだ正式には決まっていないのですね。

座長 長時間が何時間か、短時間が何時間かは、今協議の最中で、国でも決まっていません。

委員 それが決まってからここに出てくるということですか。

座長 そうですね。いつぐらいに決まるのでしょうか。

事務局 今、国のほうで協議をされていますが、このあたりの基準については、 年度末をめどに議論されていると聞いています。

委員 11ページは現行の基準だと理解していいですか。

事務局 これは現行の基準です。今後、認定こども園の認可基準を定めるにあたって、もちろん国の基準が今後示されてきますが、現行でも認定こども園はありますので、これは、現行の国の基準と県の基準を比較した表となっています。

**委員 現行の県の基準では、長時間、短時間はそれぞれ何時間になっているので** 

すか。

事務局 現行の国の認定こども園の設備・運営基準では、短時間利用児は、幼稚園と同様に「1日に4時間程度利用するもの」という規定になっていまして、長時間利用児は、保育所基準と同様に「1日に8時間程度利用するもの」となっています。

委員 12ページの「従うべき基準」の「新制度」のところにある「重大な運営に 関する事項」というのは、具体的にはどういう事項になるのですか。

事務局 今、国のほうで項目を挙げて議論されているのですが、ここの「従うべき基準」にある「主要な設備」の「主要な」とは何かとか、「重大な運営」の「重大な」は何を指すのかについては、今のところは明らかになっていない状況です。

委員 「主要な設備」のところに「保育室の床面積等」と括弧書きがあるので、 屋外の遊戯場(園庭)の基準は含まれないという概念なのですか。

というのは、都市部のことを考えればいたし方ない面もあると思いますが、これがどんどん緩くなっていくなと感じているのです。この会議の中でも「外で遊ぶことの重要性」を言ってきている西宮市で、同じようにそこを緩くしていくのはどうかなと思いつつ、これを言っていいのか悪いのかもわかりませんが……。

事務局 この「従うべき基準」で挙げられている「主要な設備に関する事項」については、13ページの「今後の協議事項」の中の「設備」の欄の中ほどにありますように、園舎の面積についても国の検討事項として挙げられていますので、園庭の部分についてもその中に含まれる形になると考えています。

委員 「園舎」の中に「屋外遊戯場」が含まれるのですか。

事務局 申しわけありません。下の「運動場等の設備」という項目で今後協議いただくことになっています。

委員 わかりました。

委員 今、西宮市の中で認定こども園をなさっているところは2園ですね。その2園の実態について、利用者の声や利用率、運営にあたって超えなければいけない壁や問題点などが示されたらわかりやすいのではないかと思いますが、どうでしょうか。

座長 今の時点でおわかりになっていることがあれば、ぜひお願いします。

事務局 今、市内では認定こども園が2園あります。類型としては、幼保連携型認定こども園が1園、幼稚園型認定こども園が1園です。

幼保連携型認定こども園は、0~2歳児を対象とする認可保育所と3~5歳児を対象とする認可幼稚園が、同じ敷地の中で連携しながら運営されています。

一方、幼稚園型認定こども園は、3~5歳児を対象とする幼稚園に、保育に欠ける・欠けないにかかわらず、2歳児を受け入れる、これは認可保育所ではなく、認可外保育施設という扱いになりますが、保育機能を持たせた形で運営されています。

運営の課題等については、市のほうでも把握しかねている部分がありますが、現 状ではそういった2園が運営されています。

座長 入所率はどれぐらいですか。

事務局 幼保連携型認定こども園については、0~2歳児の認可保育所部分は、 定員60名で入所者は62名いらっしゃいます。幼稚園部分の入所者数は、今は持ち合 わせていません。

幼稚園に保育所の機能を持たせた幼稚園型認定こども園については、2歳児の定員は10人で、今は10人の方が利用されている状況です。

座長 その2歳児10人の方は、3歳になればそのまま同じ幼稚園に行かれるのですね。

事務局 ちょうど今日、現地に行って見学してきたところですが、2歳児の子どもさんはそのまま上がられる状況になっています。10人のうちの4人が保育に欠ける子どもです。

幼稚園のほうは、定員は280人ですが、満杯状態で運営されているとお聞きしま した。

座長 ほかにいかがですか。

〔発言者なし〕

座長 今日はたくさんの項目がありますので、次に進ませていただいて、時間が 余ればまたご意見をお聞きしたいと思っています。

次に、「ウ 確認に関する運営基準」について、事務局から説明をお願いします。 事務局 「確認の基準」について説明します。

資料集の16ページをご覧ください。

冒頭でも説明しましたとおり、確認制度は、「認可を受けた施設・事業者が子ども・子育て支援法に基づく給付等の支援対象であることを市町村が認める制度」です。各施設や各事業が学校教育法や児童福祉法等に基づいて認可を受けていることを前提として、その施設・事業が子ども・子育て支援法による財政支援の対象となるかを市町村が判断する仕組みとなっています。

具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた施設・事業に対して、 その申請に基づき、各施設や各事業の類型に従って、事業計画に照らし合わせて、 認定区分ごとの利用定員を定め、給付の対象となることを確認することになります。 支給認定を受けた就学前の子どもが、この確認を受けた施設や事業者から教育や保 育を受けた場合に、子ども・子育て支援法の支給を受けることになります。

「確認に関する運営基準」については、国が内閣府令で定める基準を踏まえて、 市町村が新制度の実施に向けて新たに条例で定めることになっています。

確認に関する運営基準における「国の省令で定める基準に従うべき事項」としては、16ページの真ん中にありますように、「利用定員」、「施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」が規定されています。これら以外の事項については、「国の省令で定める基準を参酌すべき事項」とされています。

具体的な協議事項として考えられる事項は、16ページの「(2)協議事項」にありますように、「利用定員」や教育・保育の提供等の「運営基準」、「業務管理体

制」、「情報公表」に関するものと考えています。第2回以降のWGにおいて、表に記載している事項について主にご協議いただくものと考えています。

なお、確認に関する運営基準に関係する子ども・子育て支援法の関係条項については、参考資料集の58ページ以降に掲載しています。

以上です。

座長 「確認の基準」について事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

委員 先ほども質問しましたが、もう一度確認のために。

今日は共有する回ということでしたが、ここに出ている「協議事項」は、いつ協議するのですか。今日協議をするのですか、今日は共有して、今後これを課題として協議するのですか。

事務局 まだ国のほうの基準等がはっきり示されていませんので、議論しにいと思いますので、今日は共有していただくことがメインになります。ですから、このWGで今後どのような事項を協議していくのかを把握していただくことと、それに関連する事項についてご理解いただくことがメインと考えています。

委員 わかりました。

座長 私としては、ご説明いただいて、時間があれば皆さんからご意見もいただきたいと思っています。ただ、お話があったように、国のほうの基準がはっきりしていませんので、中途半端な部分もありますが、皆さんから大きい意見もいただければと思っています。

今後私たちは、国の基準に定められたとおり、「利用定員をどうするか」、「定 員超過の場合にどうするか」なども決めていかなければいけないわけですが、ほか に何かありませんか。

委員 国の方向性がまだ決まっていないということですが、この「協議事項」の中で国としての方向性が確立されたものは何かありますか。

座長 「確認」を得ないと国からお金がおりないことは決めているのですが、その基準については、関係者にとって「お金がどうなるのか」、「子どもの扱いはどうなるのか」ということと関係しますので、いろいろな立場からの意見が出て、まとまっていないのが現状です。

事務局 おっしゃるとおり、まだ特に決まっていませんで、「認可」があって、今回「確認」が加わるということだけです。本市の場合は、保育所がまだ足りない状況ですから、需給調整等は出ないと思いますが、将来子どもが減った場合には数を絞っていくことも国のほうは想定されている感じです。そういうことぐらいしかおりてきていませんので、細かなところはまだこれからという形になります。

座長 西宮市は、待機児童がいっぱいいますし、子どももまだ増える可能性がありますから、どんどん教育・保育サービスを増やしたほうがいいと思うのですが、この「確認」と「認可」が分かれている意味は、「認可」の施設であっても、子どもの数が減っている市町村では「確認」がとれない施設が出ることも考えられるわけです。100人の定員があっても確認部分は何十人分という形で分けようとしてい

るところに溝があります。ですから、新制度では、西宮のような市にとっては、待機児童対策や就学前児童の教育・保育を確保する方向ですが、過疎地では、本当に少ない子どもを、保育が必要・不必要に関係なく、一カ所に集めないとできませんので、そういう両面に使えるような制度にしようとして、議論が大変複雑になっています。

ほかに何かありませんか。

〔発言者なし〕

座長 次に、「エ 地域型保育事業」について、事務局から説明をお願いします。 事務局 「地域型保育事業の認可基準」の説明をします。

資料集の18ページをご覧ください。

「地域型保育事業」については、新制度実施に伴う改正後の児童福祉法で4つの 類型が規定されています。

1つ目は、家庭的保育者が居宅等で行う「家庭的保育事業」です。「家庭的保育事業」は利用定員5人以下となっていまして、現在西宮市で実施している「保育ルーム」がこれに相当します。

2つ目は、利用定員が6人以上19人以下の保育をすることを目的とした「小規模保育事業」です。「小規模保育事業」については、国が待機児童解消加速化プランに位置づけて、新制度の施行を待たずに支援を開始するとされていまして、今般、国から認可基準の参考となる小規模保育運営支援事業等の要綱が示されています。西宮市においても、来年度(平成26年度)から「グループ型小規模保育事業」を実施する予定となっています。

3つ目は、保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者が行う「居宅訪問型保育事業」です。「居宅訪問型保育事業」は、ベビーシッターをイメージしていただければと思います。

4点目は、事業主等が設置する施設等で実施する「事業所内保育事業」です。病院の院内保育などが相当するものと考えられます。

「地域型保育事業」のうち「家庭的保育事業」については、西宮市における「保育ルーム」が相当しますので、18・19ページでは、現行における西宮市の保育ルームに関する要綱を国のガイドラインと対比して記載しています。

「保育ルーム」は、児童福祉法に定められた事業の一つで、法律上は「家庭的保育事業」と呼ばれています。西宮市では、平成13年度の事業開始時から「保育ルーム」の名称で実施していまして、11月1日現在、市内50施設で運営されています。

18・19ページの対比表のうち、特に市と国の基準に大きな違いがある点を説明します。

まず、18ページの下のほうですが、「保育者」の欄をご覧ください。市の基準では、年齢制限を設けていることと、資格のうち幼稚園教諭については含めていません。年齢については、一定責任が伴うことから、下は成人で20歳、上は定年として65歳としています。また、0~3歳の乳幼児を保育することから、幼稚園教諭は含めていません。

次に、19ページの一番上、「定員・施設基準」の欄をご覧ください。児童の保育に従事する者の人数については、国の基準では乳幼児3名までは保育者1名でも保育可能ですが、市の基準では児童1名でも保育者と保育補助者の2名以上で保育することとしていまして、国の基準よりも手厚い配置をしています。

以上が「保育ルーム」の説明となります。

今後このWGでご協議いただくこととして考えられる事項を、次の20ページに記載しています。ここに記載している協議事項は、現在、国の基準検討部会で取り上げられている項目を挙げています。

新制度における「地域型保育事業の認可基準」について、「国の省令に従うべき 事項」として、「職員の資格、員数」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、 秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」が規定されています。 これら以外の事項は、「国の省令を参酌すべき事項」とされています。特に「保育 室及びその面積」については、地域の実情に応じて公的スペース等の活用を図ると されています。

具体的な協議事項として考えられる事項については、「職員数・資格要件」や「設備・面積基準」、「給食・自園調理」、「耐火基準」、「連携施設等」に関するものと考えています。第2回以降のWGでは、表に記載している事項について主にご協議いただくものと考えています。

なお、地域型保育事業の認可基準に関係する国の法令や県の条例、市の要綱については、21ページに示しています。また、関係法令等の具体的な規定は、参考資料集の69ページから掲載しています。

以上です。

座長 「地域型保育事業の認可基準」について説明がありましたが、何かご質問 はありませんか。

委員 「家庭的保育」については対比表がありますが、「小規模保育」と「居宅訪問型保育」と「事業所内保育」については、全くそれがありません。これは、まだ実施されていないからかもしれませんが、協議しないということですか。どうして載せていないのか、質問します。

事務局 「小規模保育事業」については、本市においても平成26年度から「グループ型小規模保育事業」といった名称で実施を予定しています。これについては、基本的には18・19ページにある国の家庭的保育事業ガイドラインに沿った形で実施を検討しています。ただ、先ほど「保育ルーム」のところでも説明がありましたように、「小規模保育事業」の実施にあたっては、保育補助者の扱いにおいて、保育ルームと同様に、国の基準では保育者1人で乳幼児3人を保育できる形になっていますが、市で実施する事業については、児童が1人であっても必ず補助者をつけるといった形で、国を上回る配置基準で実施したいと考えています。

それ以外の内容については、家庭的保育事業ガイドラインで定められている、例えば面積についても、児童 1 人当たり3.3㎡といった基準を準用して実施したいと考えています。

委員 今お聞きしていると、西宮市では、保育ルームといえども、きちんと子どもを保育することを念頭に置いてやっていらっしゃることは、すごくいいことだと思います。しかし、「小規模保育事業」と「保育ルーム」との違いについて、基準などは同じだと聞こえたのですが、どこかに違いがあるのでしょうか。

この「小規模保育」には、「保育ルーム」ではできない、小規模な民間の一時預かりをしている施設も参入できるのかなと思うのですが、保育ルームとの違いを教えていただけるとありがたいです。

事務局 保育ルームと小規模保育との違いで一番大きなものは、「保育ルーム」は利用定員が5人以下で、国の「小規模保育」は利用定員が6人以上19人以下、来年度に市が実施する「グループ型小規模保育事業」は、定員が15人以下となっています。この利用定員が違います。

それに伴いまして、家庭的保育者の数も、5人のお子様をお預かりする場合、保育者1人と補助者1人になりますが、利用定員が増えていますので、その分、複数の家庭的保育者が保育にあたることになります。例えば15人のお子様をお預かりする場合は、3人の保育者と3人の保育補助者の合計6人の保育者で15人のお子様を預かることになります。

また、西宮市の保育ルームにおいては、「資格」の欄にも記載していますように、保育士の資格を持っておられる方など、個人の方に実際の運営を担っていただいていますが、今回実施する「グループ型小規模保育事業」については、運営主体として、例えば社会福祉法人やNPO法人、学校法人といった法人格を持った団体に運営を委託して、そちらで雇用されている複数の家庭的保育者が15人程度のお子様をお預かりする制度になります。

委員 定員が違うのですね。現在、2つ3つの保育ルームを合わせてグループ型の定員になっているところもあると思います。

また、運営主体については、今までにはなかったこととして、法人格を有するNPOなどが運営すればグループ型になると受け止めてよろしいですか。

事務局 西宮市が来年度から実施する事業については、運営主体をそういった法 人と考えています。

委員 わかりました。

委員 「居宅訪問型保育」は、対象者が1人で、そこにベビーシッターさんが行くというスタイルのことを示しているのですか。それが事業になるわけでしょうか。

事務局 国から示されているのはベビーシッターのイメージで、一対一が基本になると聞いています。実際に訪問して保育するので、それは施設ではありませんから、そこの基準等はないと国で話し合われていると聞いています。

委員 何もないのですか。

事務局 施設設備の基準はありません。

座長 「小規模保育」もこれから議論しなければいけないのですが、今、26年度 実施に向けてルールを定めている最中なのですか。今お聞きすると、国の「小規模 保育」は19人以下ですが、西宮市は15人以下で、何かお考えがあるのかなと思うの です。地域型保育は西宮市にとって重要な資源ですから、次の資料としてそのルールについての資料をぜひお願いします。

事務局 わかりました。次回につけます。

委員 それと同じような意味で、「事業所内保育」がどのような形でなされているかの実態が全然わからないので、これから事業を行うにあたって、わかる限り現在の状況も資料としてあればありがたいと思います。

保育ルームに関しても、現在50施設ありますから、今後制度化していく上で、現在運営していらっしゃる方の意見も含めて、制度の中身も知っておいたほうがいいかなと思います。来年、ワークショップを行うとは聞いていますが、実施している方のお声をもっと個別に聞く場を設けたり、声でなくても、何か集約したものがあればありがたいと思います。

座長 西宮市では事業所内保育所を把握していらっしゃいますか。

事務局 25年4月1日現在、事業所内で認可外保育施設として西宮市に届け出がされている施設は、18施設あります。そのうち、6カ所がヤクルトさんで、残りは病院関係です。

委員 この対象になる子どもについて、現在、保育ルームは2歳児までで、利用者は「3歳になったらどうしようか」と右往左往していますが、新制度でも、保育ルームに関しては同じで、小規模保育も同じ対象者なのでしょうか。国のガイドラインでは「市町村において適切に定める」とありますが、そのあたりを合体するとか、そういうお考えはどうでしょうか。

事務局 現在、保育ルームは0・1・2歳が対象となりますので、3歳児になりましたら、改めて認可保育所へのお申込みをされるか、中には幼稚園へ移られる方もいらっしゃいます。

今後、卒園後の行き先については、「地域型保育事業」の「家庭的保育事業」、「小規模保育事業」において保育されたお子様は、卒園後、20ページの「連携施設等」の欄に「家庭的保育事業について、卒園後における確実な受け皿の要否」という項目もありますので、国から示されている事項をもとに検討していく必要があると考えています。

現在、西宮市では、保育ルームを卒園された方は、多くの方が3歳以降に入所できる認可保育所にお申込みをされています。保育所の入所選考にあたって、保護者の就労状況等に応じて優先順位を定めて入所者を決定していますが、西宮市においては、一定保育の継続性を図る意味から、入所選考時において、保育ルームで保育されていた方については、優先順位の面でも一定配慮した形で選考を行っています。

委員 言ってらっしゃることはわかりますが、現状とはちょっと違うかなと思います。

座長 保育ルームを卒園された方は、入所要件の優先順位を上げてらっしゃるのですか。

事務局 各世帯の状況を点数化して優先順位を決定していますが、その部分で加 点するような形で配慮しています。 委員 新しい法律で大きく変わることとして私たちにもわかることは、「保育に欠ける」ではなく、「すべての子どもに」という基準になることです。「すべての子どもに」となると、優先順位のことも矛盾が出てくるような気がします。感想だけです。

座長 ほかにありませんか。

## 〔発言者なし〕

座長 次に、「オ 放課後児童健全育成事業の設備・運営基準」について、事務 局から説明をお願いします。

事務局 引き続き、22ページの「放課後児童健全育成事業の設備・運営基準」に ついての説明をします。

22~24ページには、現行における西宮市の基準を国のガイドラインと対比して記載しています。

「放課後児童健全育成事業」については、「保護者が労働等により昼間家庭にいない留守家庭児童のために、放課後や長期休業中に適切な遊びや生活の場を与えて、健全育成を図ること」を目的とした事業です。いわゆる「学童保育」と言われているものです。

西宮市においては、「留守家庭児童育成センター」という名称で事業を実施していまして、現在、小学校ごとに40カ所59センターを設置・運営しています。施設については、一部を除き、小学校の敷地内に専用の施設を設置しています。

利用資格は、西宮市内に住所を有し、保護者の就労等の理由により昼間家庭において適切な育成を受けられない小学校1年生~3年生の児童を対象としています。 障害のある児童については、小学校6年生まで利用できることになっています。

施設の定員は、「60人を超えない範囲内において定めること」となっていまして、現状は、40人定員または60人定員の施設があります。また、定員を超えて利用申込みがある施設については、育成室で児童1人あたり1.1㎡を超えない範囲で弾力的な運用を行っています。

開所日・開所時間は、日曜日、祝日及び年末年始を除き、小学校の授業日は下校 時から午後5時まで、土曜日や夏休みなどの小学校休業日は午前8時30分から午後 5時までとなっています。なお、土曜日を除き、利用希望者には午後7時までの延 長利用を実施しています。

運営については、平成18年度から指定管理者制度を導入して、公の施設に係る指定管理者の選定手続き等に関する条例及び指定管理者制度運用指針の趣旨をはかり、平成19年度から指定管理者の公募制を導入して、12カ所の施設で公募により指定管理者を指定しています。現在、3つの民間事業者が育成センターの運営を行っています。指定管理者の公募については、今後も順次拡大していく予定です。

指導員は指定管理者が雇用していますが、資格要件や配置基準については西宮市が定めています。常勤指導員は、定員40人の施設では2人、定員60人の施設では3人の配置基準で、定員40人の施設で利用児童が45人以上となったときや、定員60人の施設で利用児童が65人以上となったときは、非常勤指導員を1名配置することと

なっています。また、身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けているなどの児童で、 身の回りの世話をするため指導員の追加配置が必要なときは、非常勤指導員を配置 しています。

常勤指導員の資格要件は、保育士、教員免許、児童福祉施設最低基準第38条に規定する「児童の遊びを指導する者の資格」のうち、いずれかの資格を有することと規定しています。また、非常勤指導員は、子育て経験者、保育士・教員免許などの資格取得者、放課後児童の健全育成に熱意を有する者のうち、いずれかの要件を備える者としています。

また、地域における児童の健全育成を図り、地域住民や学校などと連携・協力して管理運営を行うために、指定管理者には、育成センターごとに、地域団体代表、小学校代表、PTA代表、保護者代表などで構成する運営委員会の設置を義務づけています。

以上が「放課後児童健全育成事業」の説明となります。

今後このWGでご協議いただくこととして考えられる事項を、24・25ページに記載しています。ここに記載している協議事項は、現在、国の放課後児童クラブの基準に関する専門委員会で取り上げられている項目です。

新制度における放課後児童健全育成事業の設置・運営基準における「国の省令に 従うべき事項」として、「従事する者及びその員数」と規定されています。これ以 外の事項は、「国の省令を参酌すべき事項」とされています。

具体的な協議事項として考えられる事項は、「職員の資格・員数」、「児童の規模」、「施設・設備」、「開所日数・開所時間」、「利用手続」等に関するものと考えています。第2回以降のWGでは、表に記載している事項について主にご協議いただくものと考えています。

なお、放課後児童健全育成事業の設置・運営基準に関係する国の法令等については、25ページに示しています。また、関係法令等の具体的な規定については、参考資料集の102ページ以降に掲載しています。

以上です。

座長 「放課後児童健全育成事業の設置・運営基準」について説明がありましたが、ご質問、ご確認したいことはありませんか。

委員 「利用資格」が1年生から3年生になっているのは、国の基準がこうなっているから一様にそうなるのだと思います。しかし、何かのアンケートで「4年生以降の利用ができればいい」という声が一番多かったのですが、そういうことは検討課題には入らないのですか。

事務局 4年生以上の利用については、確かにそういうお声を市のほうでもお聞きしています。児童福祉法が改正されて、これまでの「10歳未満」という部分が削除されて、「小学生」という規定にはなっています。たたし、対象範囲は広がったのですが、国の議論でも、「必ず6年生まで受け入れなければならないとまでは言えない」という形の話も出ています。

西宮市の場合は、他の市町村と違って、児童数が増えていて、3年生まででも最

大受入人数を超えているようなセンターもある中で、4年生以上を受けるとなると、 果たして施設的にすべて受けきれるかが大きな課題と考えています。

委員 25ページの「協議事項」の表の一番下にある「放課後児童健全育成事業と して行わない学童保育」というのは何のことでしょうか。

事務局 「学童保育」という名前はついているのですが、実際には塾的な、例えば英語教育を取り入れて、市の料金に比べると高い料金で子どもをお預かりするという事業をやっているところが民間でありますので、そういう事業がこれに該当するのではないかと思っています。

委員 おっしゃっている「塾型」だけではなくて、出原委員がおっしゃったように、高学年学童が必要だとして保護者が立ち上げられた学童や、地域の中で運営していらっしゃるところも私は知っています。そういうものはここには入らないのでしょうか。各小学校でやっている学童保育だけなのでしょうか。

事務局 この「放課後児童健全育成事業として行わない学童保育」に、4年生以上を受け入れているところが該当するのかというご質問でしょうか。

委員 そうです。ですから、「該当しない」部分には塾以外にもあるという意見です。

それと、学童ではない、「放課後子ども教室」的なものは、今回は関係ないということですか。

事務局 「放課後子ども教室」については、今回の国の議論の中でも別のものとされています。ただ、「放課後子ども教室」との連携をどうしていくかについては、議論の一つではあると聞いています。

委員 それでしたら、「放課後子ども教室」のほうとの話も今後進んでいくということですか。

事務局 どういう形で連携していくかという部分ですが、「放課後子ども教室」も、全小学校で実施していたり、常設で実施しているわけではありませんが、「放課後の子どもの居場所」という全体のくくりの中では、児童館も含めて、現状としてどういう形の連携ができるのかについては今後の課題だと思っています。

委員 「放課後子ども教室」の所管は教育委員会ですね。

事務局 現在、「放課後子ども教室」の所管は教育委員会の社会教育課です。

委員 「健全育成事業」と名前をつけていて、先ほども言いましたように、「すべての子どもに」とうたわれているならば、放課後の児童の健全育成も、教育型であるうが、学童保育であるうが、すべての子どもたちを対象とするべきだと思います。それが西宮市独自の事業として、子どもたちの全体をサポートすることになればいいなと思いました。

事務局 類型上、「放課後児童健全育成事業」は児童福祉法上うたわれている事業で、「放課後子ども教室」は文部科学省の所管になります。ただ、おっしゃっているように、私も説明させていただいたように、放課後の児童をお預かりするという点では同じですので、その部分で連携してどのようにやっていくかについては、検討する課題であると市としても認識しています。

委員 私は両方にかかわっていて、この間の会議でも「両方が何かリンクできないかな」という話もしていたのですが、「まあ無理かな」という話で、全然種類が違うし、なかなか難しい話だとは言いました。

委員 今の話を聞いていても、どう連携するのか、よくわからないのです。どう取り扱うべきと思っているのかというあたりも全然わからないので、協議するときには、内容もきっちりと説明して、「どう取り扱うかを協議しなければいけない理由」を明確にしていただいたほうがいいかなと感じました。

事務局 私どもの「育成センター」をどういう学校でやっていて、どういう受入人数かということと、「放課後子ども教室」が現状どういう形で運営されているかという資料を、また出させていただきます。

委員 それと、「塾」と言っておられましたが、それもこの小学生の放課後の場としてここに関係してくるのですか。

事務局 それについては、児童福祉法でいう「放課後児童健全育成事業」として は認められない形態ですので、それを今後どうしていくかが国の議論の一つにはな っているようです。

委員 どれぐらいの範囲でどの内容なのかをもう少し明確にしていただくと、協議する内容もわかってくるのですが、今の話ですと、いろいろな塾も入るのか、これも入るのか、あれも入るのか、よくわかりませんので、お願いします。

座長 その点については、国のほうでも混乱しているのです。「放課後児童健全育成事業」として行われる学童保育は、首都圏ではものすごい勢いで民間企業がやっているところが増えているのです。東急や京急など鉄道系の大手の会社が駅ビルを使って運営していますので、主要な「学童保育」の一種になってきているのです。遊ばせるところもあれば、メニューでお絵描きを教えたり、バレエを教えたり、塾をやったり、塾にしても、学習塾ではなくてお預かりみたいなところもあります。もちろんこれには補助金は入っていませんから、同じ働く親なのに当然保育料が高いですので、ここに公費を入れるべきかどうかという議論が国のほうではあります。JR芦屋駅にはありますが、西宮市ではどうですか。

事務局 西宮市内では、私が知る限りで、北口で民間の学童という形で事業をなさっているところがあります。英語教育などを取り入れて、夜10時ぐらいまでお預かりするとか、学校まで迎えにいくという形で、「学童保育」という名称で運営しているところがあります。

委員 お話を聞いていて、2つがこんがらがっているのではないかと思います。 1つは、条例で基準をつくるわけですから、「放課後児童健全育成事業」とはどういう事業かという概念規定を協議して確認するという点があります。他方、文部科学省がやっている「放課後子ども教室」と「放課後児童健全育成事業」をどのように地域で有効に連携させていくか、地域の子どもの状態を含めてどうしていくのかについては、子ども・子育て支援事業計画の議論の範疇ではないかと思います。ですから、そこを分けないと議論が混乱するのではないかと思います。

座長 しかし、皆さんは、「西宮市の小学生が放課後をどのように過ごすのか」を心配しておられるのですね。このWGの協議では、「放課後児童健全育成事業」の条例をどうするかを検討しますが、出原委員から質問がありましたように、国のほうでは、義務ではないが、将来的には6年生まで広げなさいという話もあるわけです。ですから、今回の条例とは関係なく、少し時間をかけて、西宮市の小学生の放課後の育成をどうしていくかを考えていくようなことをお考えなのでしょうか。

事務局 奥野委員がおっしゃったように、論点が2つあって、就学後の子どもについて、昼間保護者の方が家にいない子どもの放課後の居場所の問題と、それ以外のお母さんが家にいるご家庭の放課後の子どもの居場所、この2つの類型があります。西宮の場合は、保育所でいう保育に欠ける子どもさんに対する留守家庭児童育成センター、児童館、それと文部科学省がされている放課後子ども教室の3つの形の就学後の子どもの居場所があります。西宮市の場合は、留守家庭児童育成センターで待機が出るような施設もある中で、この3つの事業を連携・統合して、放課後の子どもの居場所づくりとして、ある一定、留守家庭児童育成センターの待機の部分を減らしていくことも検討していきたいと思っています。

東京のほうでは、留守家庭児童育成センターと同じ施設を使って児童館的機能を果たしているところもあります。そこでは、やはり時間帯の割り振りが問題になりますし、利用料金の問題もあります。授業が終わった後の2時~5時ぐらいは、放課後の子どもの居場所としての「放課後子ども教室」的な使い方をされて、それ以降については留守家庭児童育成センターの機能を持たせるという形で運営されているところもあります。

そういうことも考えつつ、すべての子どもの放課後の居場所づくりということで 検討していきたいと考えています。

委員 今回のニーズ調査では、どれぐらいの割合でどのように過ごしているのかが数字的に出てくるのですか。

今のお話で全く出てこなかったのは、我々私立の幼稚園は兵庫県の管轄ですから、 西宮市には数字が届いていないと思うのですが、かつて、補助金が出る幼稚園の中 での小学生の居場所事業がありました。うちでも、この20年ぐらいやっています。 今は、うちの幼稚園の森の部分に100人ぐらいの小学生が毎日遊びにきています。 こういうことは多分届いていないと思います。これは、完全に在家庭の子どもたち を対象とした事業です。先ほど言われたように、すべての子どもを網羅するのなら、 そういうものの調査が行き届いているのかなと思ったのです。

こういうことについては、「同じ敷地にあっても、管轄が違うから違う入り口から入りなさい」など、西宮市が乗り越えられていないことがいっぱいあると思います。子ども同士がいい交流をできないことが課題として挙がってくると、本質的な子どものいい放課後の時間の交流を考えられて、それが西宮市の特徴として出せて、それが本来、「子育てするなら西宮」のいいところだと思うのです。

この放課後の居場所事業については、データが見えたらいい議論ができるでしょうね。

委員 もう1点、先ほどのお話は、「放課後子ども教室はたかだか1週間に1回しかやっていない、学童保育のように毎日きっちりとやっていないから、連携と言いながらそんなことはできないな」というように聞こえたのです。では、どうしようと思っているのか。毎日やっていないからそれでいいのか。そうではなくて、そういうところの居場所も毎日つくっていこうとされているのか。それが今おっしゃった「全体を考える」ということかなと思います。

先ほど来、「民間の」とおっしゃって、民間が学童保育にも参入していますが、 どの参入の仕方がいいのか、どこでも行けたらいいのか。そうではなくて、子ども たちの放課後をちゃんと保障できるような西宮ならではのものができたらいいなと 思います。

委員 「放課後子ども教室」を毎日やっていたのですが、子どもが来ないのです。 学校にいる時間が長くなったので、今は週2回、水曜日と土曜日になったのです。 学校の時間帯が遅くなっていることもあって、なかなか運営は難しいところがあり ます。

事務局 放課後子ども教育は、教育委員会の社会教育課が担当しているのですが、 発言させていただきます。

放課後子ども教室については、常時開設している滞在型の子ども教室は市内で2カ所だと思います。それ以外は、青少年愛護協議会にお願いして、土曜日に子どもの居場所づくりにご協力いただくような形になっているのと、あとは、各小学校の教育連携協議会が、例えば山口地区でしたら、バスを待つ時間を使って公民館で学習会をしたり、地域の実情に応じて、地域の方のお力をかりて子どもたちの活動を見守っていただいています。あとは、校庭の開放です。授業が終わった後、あまり長い時間は無理ですが、校庭開放で子どもたちが遊んだりという活動をしています。

座長 ニーズ調査で小学生に聞きますので、その結果が全体会に出てくるのですね。

事務局 はい。

座長 ほかにありませんか。

〔発言者なし〕

座長 次に、「カ 支給認定基準における保育の必要性の認定」について、事務 局から説明をお願いします。

事務局 資料集の26ページをご覧ください。

「支給認定基準」の説明に入る前に、新制度への移行に際して、利用者が選択いただける施設等の基本的なパターンを表に示しています。

満3歳以上の保育を必要としない子どもは、現在、幼稚園や預かり保育、表からは漏れていますが、認定こども園の幼稚園部分を利用していただいています。新制度の実施に際しては、1号認定を受けた上で、確認された幼稚園や認定こども園を利用して、子ども・子育て支援法の給付を受けたり、「地域子ども・子育て支援事業」における「預かり保育(一時預かり事業)」を利用することになります。認定を受けない子どもについては、就園奨励助成金を利用するなどして、現行どおり幼稚

園や預かり保育を利用することになります。

満3歳以上の保育を必要とする子どもは、現在、幼稚園及び預かり保育、保育所、認定こども園等を利用していますが、新制度の実施に際しては、2号認定を受けた上で、確認された保育所や認定こども園を利用して子ども・子育て支援法の給付を受けることになります。認定を受けない子どもについては、就園奨励助成金等を利用して、現行どおり幼稚園及び預かり保育を利用することになります。

0~2歳の保育を必要とする子どもは、現在、保育所や認定こども園を利用していますが、新制度の実施に際しては、3号認定を受けた上で、確認された保育所や認定こども園を利用して法の給付を受けることになります。

次に、2の「支給認定基準」について説明します。

支給認定については、内閣府令で定めるところにより、保護者が市町村に対して申請し、認定を受けることが必要となります。支給認定のうち2号認定・3号認定については、市町村が客観的基準に基づき保育の必要性を認定することになります。保育の必要性の認定については、国が「事由」、「区分」、「優先利用」の3点について認定基準を策定することとなっていまして、その認定基準等の策定について、現行制度や各市町村における運用の実態等を勘案しながら検討するとされています。

次に、現在の保育の実施基準について説明します。

27ページの上の表は、現行における西宮市の基準を国の基準と対比して記載しています。いわゆる「保育に欠ける」入所の要件を列記しており、市の基準では、「就労」の表記を「居宅外労働」と「居宅内労働」の2つに分けていることが国と違いますが、それ以外は、同様な表記となっています。

保育所入所申込受け付け後に、市の定める入所選考基準に基づき選考を行い、入 所者を決定しています。

また、保育時間については、平日8時30分~16時30分、土曜日8時30分~正午を原則時間としており、これを超える保育が必要な場合は、勤務証明書に記載された 勤務時間や通勤に要する時間等に基づいて、各施設の開所時間の範囲で保育時間を 決定しています。

以上が保育の実施基準の説明となります。

今後このWGでご協議いただくこととして考えられる事項を、27ページの下の4に表として記載しています。ここに記載している事項は、現在、国の子ども・子育て会議で取り上げられている項目です。

具体的な協議事項として考えられるものは、「事由」、「区分」、「優先利用」、「認定方法・認定期間及び利用調整」に関するものと考えています。第2回以降のWGでは、表に記載している事項について主にご協議いただきます。

なお、支給認定基準に関係する国の法令等については、28ページに示しています。 また、関係法令等の具体的な規定については、参考資料集の116ページから掲載し ています。

以上です。

座長 何かご確認なさりたいことやご質問はありませんか。

幼稚園にどうして「施設型給付」のものと「私学助成」のものがあるのか、説明 していただけませんか。

事務局 幼稚園の「施設型給付」と「施設型給付にいかないもの」ですが、幼稚園については、保育所に比べると選択肢が多くあります。現在の私立幼稚園は、県のほうから私学助成を受けて、保護者に対しては就園奨励助成金という形で利用料金の一部を公費で見ている形になります。そういう選択肢もありますし、今回の新制度に乗って確認を受けた幼稚園については、新制度における給付を受ける選択もできます。もう一つ、幼保連携型等をはじめとする認定こども園に移行する選択肢もあります。

幼稚園については、選択肢がいろいろある形になっています。

委員 幼稚園は「施設型給付」プラス「預かり保育」という形になっていますが、 認定こども園の保育所部分は認可外保育施設の扱いになっていて、今の幼稚園の預 かり保育はどういう扱いになるのでしょうか。

事務局 4時間を超えて預かれるのが「預かり保育」で、26ページの表は、わかりでするために同じ表記にしています。

委員 それは、県の事業ですか。

委員 県の管轄です。

委員 1号認定された幼稚園の子どもの預かり保育も、「認定」ということになるのですか。

事務局 ここの表記が正確ではないのですが、ここの「預かり保育」の意味は、いわゆる13事業の中の「一時預かり」を利用して「預かり保育」に代えるということです。

委員 給付型の「預かり保育」と今の「預かり保育」は違うのです。

座長 簡単に言えば、幼稚園の場合は、県からお金をもらう今の形で残るか、施 設給付で西宮市の認定を受けて西宮市からお金をもらうかです。

委員 「預かり保育」の質が違っていて、みんなが使える「預かり保育」ではないということです。だから、難しいのです。

話はずれますが、これに絡んで、「応諾義務」のことや、いわゆる「建学の精神」についても、幼稚園と名のつくところの施設型給付でも「建学の精神」でいけるのですが、うちのキリスト教のような宗教性という意味では、今の私学助成での幼稚園でしか宗教性は出せないとされているわけです。これは、いまだ議論されていますが、仏教関係などは、これに非常に強く反対されています。

もしそういうことが通れば、もし家庭がその宗教と違ったら、預かったお子さんを違う部屋で保育できるようにという配慮をしないといけないですね。そういうことでもないのですか。それとも、本当はいけないけれども、勝手にやっているということでいいのですか。一番ひっかかるのはそういうところだと思うのです。市内の幼稚園が「給付型」に移るかどうかは、「建学の精神」の中に宗教性が入っていますから、それを排除するか・しないかが最も葛藤するところです。そういうことはあまり議論されないので、個別にやるしかないのですね。

座長 私たちは、「保育の必要性の認定」のルールをどうするかを協議しなければいけないのですね。これは、本当に細かいのです。同居親族がいると、今までのルールではニーズ要件が下がりましたが、自動的に下げてはいけないとか、「保育に欠ける」から「保育の必要性」になりましたので、国は割と間口を広げるつもりなのですが、西宮市はどうするかを私たちは考えなければいけないのです。

委員 この間、国の説明があって聞いてきたのですが、国でもこういうものが入ったものを案としてつくっているようです。それが出てくると、それをどのように扱うのかということになると思うのです。がらりと変わってしまっても、それを真っ向から違うようにすることにはならないのかなとも思っているのですが、国でそう決まったら、この協議事項から削除していくということですか。協議事項の前に「検討すべきであろう」がありますので、「あろう」ということは、「なかろう」もありなのかなとも思ったのです。

事務局 あえてすべてに「あろう」をつけているのですが、すべてについて一つ ひとつこの場で議論していただくことは、時間的にも量的にも多分難しいと思いま すので、主なところについてご議論いただくのかなと考えています。

確かに、ここだけではなく、国が出してきた基準プラス現在市なり県が運用している基準から大きく外れることは、なかなか難しいのかとは思っていますが、保育の質の確保や市の独自性の部分について、一定考えられるところはご意見をいただいて変えていくこともあるのかなと考えています。

事務局 国のほうで範囲が広がるのは、就職活動や就学等の受入れをどうするかが明記されるかどうかだと思いますが、現実的に西宮市のほうでは、就学であろうが、申込みの受け付けをしています。ただ、待機児童が多い中では、選考上ポイントづけをする際には、フルタイムで働いている方よりも若干低い点になって、現実的にはお入りいただけていない事例があります。ただ、今回国のほうで広げようとしている事由については、おおむね網羅して受け付けはしています。

委員 ということは、国のほうから案が出てきたら、「あろう協議事項」ではな くなると理解しておけばいいわけですね。

事務局 はい、そうです。

座長 ほかにありませんか。

〔発言者なし〕

座長 それでは、最後の「議事(3)利用者負担」について、事務局から説明を お願いします。

事務局 「利用者負担」の説明をします。

資料集の29ページをご覧ください。

利用者負担額及び公定価格については、冒頭の説明と重複しますが、「利用者負担額」は、「政令で定める額を限度として、支給認定保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、市町村が定めること」になります。具体的には、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定めるものです。

また、「公定価格」は、「施設型給付費・地域型保育給付費の対象となる教育・

保育及び地域型保育に係る費用の額を算定するための基準」となります。具体的には、認定区分や保育必要量、施設の所在する地域等を勘案して算定される教育・保育及び地域型保育に通常要する費用の額を勘案した額となります。算定にあたっては、内閣総理大臣が定める基準により行うこととなっています。

29ページ下段の図は、公定価格及び利用者負担額を踏まえた給付費の簡単なイメージを示しています。

給付費の構造については、公定価格、いわゆる総額から利用者負担額を控除した額で、公費となります。

今後、市町村においては、政令で定める額を限度として利用者負担額を設定する ことになります。

次に、30ページをご覧ください。

上段の(1)では、新制度の利用者負担と公費負担の構造を現行の構造と並べて示しています。なお、現行の幼保連携型認定こども園の負担構造については、保育所と幼稚園の負担構造がそれぞれ保育所部分と幼稚園部分の負担構造に当てはまるものとご理解ください。

現行における保育所の負担構造については、応能負担となっています。また、公 立保育所は、利用者負担と市の公費負担とで構成されています。他方、民間保育所 は、利用者負担と市及び国の公費負担とで構成されています。

次に、現行における幼稚園の負担構造については、定額の保育料が設定されていまして、応益負担となっています。また、公立幼稚園は、利用者負担と市の公費負担とで構成されています。私立幼稚園は、利用者負担と市及び県の公費負担とで構成されています。

他方、新制度においては、保育所、幼稚園、認定こども園ともに応能負担となりまして、公立施設は、利用者負担と市の公費負担とで構成され、民間・私立施設は、利用者負担と市・県・国の公費負担とで構成されることになります。この市・県・国の公費負担が子ども・子育て支援法における給付費となります。

30ページの下段の表では、現行における利用者負担額の設定主体を示しています。 認定こども園では、利用者負担額を各施設が設定する建前となっています。ただ し、保育所部分については、市町村が一定の関与を行うことになっています。

また、公立幼稚園の利用者負担額は、西宮市の条例によって定められています。 具体的な内容は31ページ以下で説明しますが、利用者の負担軽減策として減額・免 除の制度があります。また、私立幼稚園の利用者負担額は、各施設が設定していま す。幼稚園及び認定こども園の幼稚園部分については、利用者への支援として私立 幼稚園就園奨励助成金を設けています。

次に、公立・民間の保育所については、西宮市の条例で利用者負担額が設定されています。さらに、保育ルームについても、西宮市の要綱で利用者負担額が設定されています。

次に、31ページをご覧ください。

公立幼稚園及び私立幼稚園の利用者負担について具体的に説明します。

まず、3の公立幼稚園の保育料と入園料をご覧ください。

保育料は、4歳・5歳児ともに月額9,600円となっています。入園料は、4歳児は1万円、5歳児は5,000円です。

続いて、下の表は、公立幼稚園の保育料の減額・免除に関する規則を記載しています。毎年、申請に応じて保護者の収入の状況を審査することで、保育料を表の右側の月額にしています。このときの保護者の収入を表の左側で、、と区分していますが、これは、次のページの私立幼稚園へ通う保護者への就園奨励助成金の給付について審査する際の区分と同様にしています。

次に、32ページの表をご覧ください。

この表は、夫婦と子ども2人のモデル世帯の第1子の場合における表となっています。基準は、保護者の収入と子どもの人数や何番目の子どもかによって詳細に分けられています。毎年、申請に応じて保護者の収入の状況を審査しています。区分は ~ となっており、学齢に応じて表の右側の月額を支給しています。審査基準は、毎年国から示される基準を踏まえて、市で決定しています。 の階層については、国の基準を超えて、西宮市独自で追加して支給しています。

32ページの下には、市内の私立幼稚園40園における現在の入園料、保育料を記載しています。入園料は3年保育で入園の場合、保育料は3歳児の月額を示しています。

幼稚園の利用者負担について整理しますと、公立幼稚園に通う保護者は、一定の 入園料や保育料を負担し、保護者の収入に応じてその保育料を減額・免除すること ができます。他方、私立幼稚園に通う子どもの保護者は、各園の設定した入園料や 保育料を負担しますが、市に申請することで収入に応じた助成金を受け取ることが できることになります。

以上が現行における幼稚園の利用者負担についての説明となります。

続いて、保育所の利用者負担について説明します。

資料集の33ページをご覧ください。

西宮市の保育料徴収額表と、右端に国の徴収基準を載せています。

保育所の保育料は、市の児童福祉法による費用徴収規則に定めていまして、世帯の所得税額や市民税額に応じて決定しています。また、本市では、保護者の方の負担軽減のため、国の徴収基準より軽減して保育料を定めており、特に表のB、Cの階層の所得の低い世帯に対しては、国の基準の5割程度の額に設定し、負担の軽減を図っています。

なお、表の下、注2に記載していますとおり、同じ世帯から2人以上の就学前児童が認可保育所、幼稚園等に入所している場合は、年齢の高い方から2人目の児童の保育料は半額、3人目以降の児童の保育料は無料になります。

以上が保育所の利用者負担についての説明となります。

続いて、保育ルームの利用者負担について説明します。

資料集の34ページをご覧ください。

保育ルーム運営・助成要綱に定める保育ルームの保育料の表となっています。

先ほどの認可保育所の保育料と同様に、世帯の所得税額や市民税額に応じて決定しています。認可保育所と比べて保育ルームは、給食代が保育料に含まれておらず、 土曜保育も実施していないことから、保育料の額は、おおむね認可保育所の半額程 度に設定しています。

以上が保育ルームの利用者負担についての説明となります。

続いて、35ページをご覧ください。

利用者負担について、国におけるスケジュールを記載しています。

国における公定価格の具体的な金額は、最終的には平成27年度予算編成を経て決定していくことになりますが、新制度を円滑に施行するために、国が定める公定価格の算定構造を早期に固め、平成26年度の早い時期には示していく必要があると示されています。また、市町村においても、事業計画策定や平成27年度予算要求に向けて所要額を見込む必要があると示されています。

今後の国におけるスケジュールとしては、今年度までに子ども・子育て会議において、基本部分・加算部分・減算部分の構造から成る骨格が取りまとめられる予定です。その後、平成26年度に入りまして、4~6月ごろにその骨格や仮単価を提示するとされています。さらに、10月ごろからは、市町村において平成27年度の保育所入所手続が開始され、また、各幼稚園で平成27年度の園児募集が行われます。その後、年度末に向けて国ベースの金額が確定されるとの流れが示されています。

なお、利用者負担に関係する国の法令等については、35ページの9のところに示しています。また、関係法令等の具体的な規定については、参考資料集の124ページ以降に掲載していますので、ご参照ください。

説明は以上です。

座長 説明がありましたが、国から最終的に、公定価格が幾らになるのか、利用 者負担がどれぐらいかの国基準が示されるのは来年の6月ごろになりますので、ぎ りぎりになると思います。

何かご質問や確認したいことはありませんか。

委員 33・34ページの「階層区分」のD1からですが、私立幼稚園の就園奨励助 成金の表には年収が入っていますので、これを入れていただくと理解しやすいので、 お願いしたいと思います。

座長 階層区分の「定義」のところが、年収であったり税額であったりするので、 比較しやすいようにしていただきたいということです。

委員 これは検討する事項ですか。

事務局 費用については、検討する事項になります。国の基準どおりでいくのもありますし、県が積む可能性もありますが、市が公費を入れて利用者負担を減額することが考えられます。

委員 ここだけ「検討すべきであろう事項」の項目がないから、検討しないのかなと思っていたのですが、検討するのですね。

事務局 これ以外のところについては、基準としていろいろな検討項目が挙がっていましたので、わかりやすくするために「協議事項」としてくくっていたのです

が、ここは金額だけの話ですので、あえてそこまでしていませんでした。わかりに くい資料になって、申しわけありません。

座長 議事進行が悪くて、9時を過ぎてしまっているのですが、ほかに何かありませんか。

#### 〔発言者なし〕

座長 それでは、皆さんがこれから検討しなければいけないことが説明されたのですが、国のほうで細かいところが決まっていなくて、非常に悩ましいところではありますが、こちらとしても、来年秋の幼稚園・保育所の入所手続をなさるときまでには、保育料も含めていろいろな基準を決めなければいけないので、国の基準が出たら、かなりの密度で協議しなければいけないということです。このWGでは基準を検討しますが、先ほど皆さんが気になさっていた「そもそもの放課後の子どものあり方をどうするか」みたいなことは、全体会でぜひ議論していただきたいと思います。

時間が過ぎていますが、言い足りないことがおありになれば、どうぞおっしゃってください。

#### 〔発言者なし〕

座長 それでは、本日の会議はこれで終了します。

事務局から何か連絡事項はありますか。

事務局 事務連絡ですが、既に委員の皆さんには日程をお伝えしていますが、第2回基準等検討WGは、来年1月29日(水)の午後7時から開催する予定ですので、よろしくお願いします。資料は、1週間前ごろにお送りできるかと思います。

以上です。

座長 次の会議では、示された国の基準があれば、それから優先的にどんどん検 討していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

今日は、時間が過ぎてしまって申しわけありませんでした。

これで第1回基準等検討WGを閉会します。

ありがとうございました。

[午後9時08分 閉会]

# 【委員出席者名簿 7名】

# 【事務局出席者名簿 17名】

	1			T
所属団体・役職名等	氏	名	所属・役職	氏 名
甲南大学マネジメント創造学部 教授	前田コ	E子	【健康福祉局】	
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	出原	大	こども部長	川戸 美子
西宮市民間保育所協議会 会長	内田 澄	登生	参与(子育て支援担当)	津田 哲司
佛教大学社会福祉学部 教授	奥野 障	<b>一</b>	子育て企画課長	楠本 博紀
西宮市民生委員・児童委員会	熊谷 智	曾惠子	児童・母子支援課長	西岡 秀明
はらっぱ保育所(認可外保育施 設) 園長	前田 么	美	保育所事業課長	廉沢 裕和
にしのみや遊び場つくろう会 代 表	米山 清	<b>青美</b>	参事(保育指導担当)	婦木 雅子
			児童福祉施設整備課長	緒方 剛
			参事(児童発達支援セン ター・政策担当)	佐々木 秀樹
			子育て総合センター所長	増尾 尚之
			わかば園事業課長	岡崎 州祐
			【教育委員会】	
			学校教育部長	垣内 浩
			学事・学校改革課長	中西 しの ぶ
			学校教育課長	大和 一哉
			特別支援教育課長	中畑 尚子
			学校管理課長	保城 勝則
			教育職員課長	加藤 周司
			西宮市立幼稚園長会会長	大江 嘉津子